6　施行令第二条の十八第一項の規定による申告書（当該申告書を提出した者の個人番号の変更に係るものを除く。）を受理した同項の勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長は、当該申告書に当該申告書を提出した者の個人番号を付記するものとし、同条第二項の規定による申告書を受理した同項の勤務先等の長及び移管前の営業所等の長は、当該申告書に当該申告書を提出した者の個人番号を付記するものとし、財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を受理した施行令第二条の十九の他の勤務先の長、事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長は、当該財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書に当該財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を提出した者の個人番号を付記するものとする。

第三条の五第七項第一号中「提出者」を「施行令第二条の二十第一項に規定する申告書を提出する者」に改め、同条第八項第一号中「提出者の」を「施行令第二条の二十第二項に規定する申告書を提出する者の」に、「提出者が」を「当該申告書を提出している者が」に、「を提出している者である場合」を「（以下この号、次項第一号及び第十八項において「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」という。）を提出している者である場合」に、「当該申告書」を「当該海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同条第九項第一号中「提出者」を「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出する者」に改め、同条第十二項第一号中「提出者」を「施行令第二条の二十一第四項に規定する海外転勤者の国内勤務申告書（第十八項において「海外転勤者の国内勤務申告書」という。）を提出する者」に、「施行令第二条の二十一第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十三項第一号中「提出する者」を「施行令第二条の二十一の二第一項に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（第十八項において「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」という。）を提出する者」に、「施行令第二条の二十一の二第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十四項第一号中「提出者」を「施行令第二条の二十一の二第三項に規定する育児休業等期間変更申告書（第十八項において「育児休業等期間変更申告書」という。）を提出する者」に、「施行令第二条の二十一の二第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十六項第一号中「提出者」を「施行令第二条の二十三第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書（第十八項において「財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」という。）を提出する者」に改め、同条第十八項中「施行令第二条の十九第一項に規定する」を「施行令第二条の二十一第一項に規定する」に、「施行令第二条の二十一の二第一項に規定する」を「同条第三項に規定する」及び「施行令第二条の二十三第一項に規定する」を削り、「第二条の十九第一項の」を「第二条の十九の」に改める。

第三条の十二第一項中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書」と、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に、「と読み替える」を「と、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」と、「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」とあるのは「海外転勤者の特別国内勤務申告書」と、「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」とあるのは「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」と、「財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」と読み替える」に改め、同項の表第三条の五第八項の項を次のように改める。

第三条の五第八項	法第四条の二第四項第三号
	法第四条の三第四項第三号

第三条の十二第一項の表第三条の五第十八項の項を削る。

第三条の十七第八項中「令第三百三十七条第三項」とあるのは「」を「、令第三百三十七条第三項」とあるのは「、」に改める。

第四条の四第一項第三号中「つき」の下に「所得税法第二条第一項第四十五号に規定する」を加え、同項第五号中「第四条の六の二第二十六項」を「第四条の六の二第二十八項」に、「第四条の六の二第二十七項」を「第四条の六の二第二十八項」に改め、同条第九項中「第四条の二第十五項」を「第四条の二第十三項」に改める。

第五条の二第六項中「その受益権を表示する受益証券が記名式であり、かつ、」を削り、「当該受益証券の譲渡」を「その受益権の譲渡」に改め、「もの（」の下に「その受益権に係る受益証券が発行されている場合には、当該受益証券が記名式であり、かつ、」を加え、同条第十四項中「第四条の六の二第三十五項」を「第四条の六の二第三十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第四条の六の二第三十一項」を「第四条の六の二第三十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第四条の六の二第二十九項」を「第四条の六の二第三十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第四条の六の二第二十九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四条の六の二第二十九項ただし書」を「第四条の六の二第三十一項ただし書」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四条の六の二第二十七項」を「第四条の六の二第二十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四条の六の二第二十六項及び第二十八項」を「第四条の六の二第二十八項及び第三十項」に改め、同項第一号中「（法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号中「第四条の六の二第二十六項」を「第四条の六の二第二十八項」に改め、同項第三号中「つき」の下に「所得税法第二条第一項第四十五号に規定する」を加え、同項第五号中「（施行令第四条の六の二第十七項に規定する控除外国所得税相当額をいう。）」、「（同条第十八項に規定する控除所得税相当額をいう。）」及び「（同条第二十六項に規定する通知外国法人税相当額をいう。）」を削り、同項第九号中「第四条の六の二第二十六項から第二十八項まで又は第二十九項ただし書」を「第四条の六の二第二十八項から第三十項まで又は第三十一項ただし書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者は、同項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対し上場株式等の配当等（同項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下第九項までにおいて同じ。）の交付をした場合において、同条第三項の規定により当該上場株式等の配当等に係る所得税の額から同項各号に定める金額を控除したときは、施行令第四条の六の二第二十七項に規定する書類を、当該金額を控除した日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

8　施行令第四条の六の二第二十七項に規定する財務省令で定める書類は、同項の支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等に係る控除外国所得税相当額（同条第十八項に規定する控除外国所得税相当額をいう。次項第五号において同じ。）、控除所得税相当額（同条第十九項に規定する控除所得税相当額をいう。同号において同じ。）又は通知外国法人税相当額（同条第二十八項に規定する通知外国法人税相当額をいう。同号において同じ。）の計算に関する明細を記載した書類とする。

第五条の四の二第九項を同条第十一項とし、同条第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項第一号中「（法第九条の六第一項に規定する利益の配当をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第三号中「つき」の下に「所得税法第二条第一項第四十五号に規定する」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「同項」を「法人税法第六十九条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「法第九条の六第一項の規定の適用を受けた」及び「（同項に規定する特定目的会社をいう。第三項において同じ。）」を削り、「同条第一項に規定する外国法人税」を「外国法人税の額」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

施行令第四条の九第二項第一号ロに規定する財務省令で定める金額は、特定目的会社（法第九条の六第一項に規定する特定目的会社をいう。以下この項、第三項及び第五項において同じ。）が納付した外国法人税の額（法第九条の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に、当該外国法人税の額に係る当該特定目的会社の利益の配当（法第九条の六第一項に規定する利益の配当をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の額の総額のうちに居住者が支払を受ける当該利益の配当の額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　前項の規定は、施行令第四条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定める金額又は同項第三号ロに規定する財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、前項中「居住者」とあるのは、同条第二項第二号ロに規定する財務省令で定める金額については「内国法人」と、同項第三号ロに規定する財務省令で定める金額については「非居住者又は外国法人」と読み替えるものとする。